

平成 21 年 8 月 12 日

各 位

香 川 県 高 松 市 鍛 冶 屋 町 7 番 地 1 2
穴 吹 興 産 株 式 会 社
代表取締役社長 穴 吹 忠 嗣
(コード番号 8928 大証第一部)
問い合わせ先 専務取締役 富岡 徹也
管理本部長
電 話 番 号 0 8 7 (8 2 2) 3 5 6 7

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 9 月 25 日開催予定の第 46 期定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、上場株式が一斉に振替株式に移行されたこと（いわゆる「株券の電子化」をいいます。）に対応するため、株券の存在を前提とした規程の削除、その他所要の変更を行うものであります。
- (2) 上記(1)の変更に係る経過的な措置を定めるため、附則を設けるものであります。（変更案附則第1条及び第2条）
- (3) 株主の皆様の権利行使に関する手続を株式取扱規程の中で定めることを明確にするため、現行定款第12条において、所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 9 月 25 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 9 月 25 日（金）

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第7条 (株券の発行)</u> 当社は、株式にかかる株券を発行する。</p> <p><u>第8条 (自己の株式の取得)</u> (条文省略)</p> <p><u>第9条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行)</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式 (以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p><u>第10条 (単元未満株式についての権利)</u> 当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>第11条 (株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p><u>第12条 (株式取扱規程)</u> 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第13条～第48条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>第7条 (自己の株式の取得)</u> (現行どおり)</p> <p><u>第8条 (単元株式数)</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>第9条 (単元未満株式についての権利)</u> 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>第10条 (株主名簿管理人)</u> (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p><u>第11条 (株式取扱規程)</u> 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第12条～第47条</u> (現行どおり)</p> <p><u>附則 第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p><u>附則 第2条</u> 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除する。</p>